

## (1) 地域の実態と課題の把握

2002(平成14)年3月末の「地対財特法」失効から4年が経過しました。5年間(1997～2001年度)の「最終法」延長を提言した地域改善対策協議会は、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の確かな把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と意見具申をしています。また、「同和問題は過去の問題でない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。」と位置づけています。

しかし、この「意見具申」が指摘した人権・同和行政の方向付けにもかかわらず、地方自治体の財政状況の悪化、市町村合併、三位一体の改革などを理由に、取組みが大きく後退しかねない状況が生まれつつあります。隣保館においては、職員の減員、事業予算の縮小がおこなわれようとしており、一部では休館・廃館、整理統合がおこなわれてきています。

### ① 隣保館の実態把握

このような中で、国における総合的な地域の実態把握は1993(平成5)年の全国同和地区実態調査以来おこなわれず、2004(平成16)年に厚生労働省が実施した「隣保館運営事業実態調査」が唯一のものであり、あとは自治体がおこなう個別の実態調査が、地域の実情を把握する資料となっています。

一方、全隣協がおこなった「2004年度全国隣保館実態把握アンケート調査」の結果を見ると、館事業の周辺地域や当該自治体全体と対象とした事業展開など面的な広がりは進んでいるものの、地域に密着した継続的相談援助事業や地域福祉活動の取組み、まちづくりの活動の推進などで取組みを進めていかねばならない課題が多く見られます。このため、隣保館事業全体を通じてさまざまな地域実態とニーズの把握に努めるとともに、館(職員)と地元(住民)の一層の連携に基づく実態把握が必要となっています。

### ② 地域の実態

景気は良くなってきたといわれながらも、地方経済は回復の状況が見られず格差はますます広がり、地域では失業者や不安定就労者の増大など、中高年及び若年齢層の生活自立にさまざまな課題を残しています。生活保護世帯の状況も、高齢者を中心に長期の受給状態は変わらないままで、増加傾向が一部にみられます。

また、都市部においては、地域コミュニティ再生の新たな課題も生まれています。一方、農山村部では、青年層が職場や生活の場を求めて外へ出て行く傾向が依然として続いており、人口減少にとともに地域活力の減退傾向がますます顕著になってきています。

さらに昨年、社会問題としてクローズアップされたアスベスト問題は、30年以前の地域の就労実態を考えると、潜在的な被害者が数多く存在する可能性は高く、現に、相談事業の中でケース対応をおこなったとの実践報告もあります。本年2月3日には、「アスベスト救済法」が成立し、労災の対象にならない被害者の救済が可能になりましたが、この施策が「地域を素通りする」ことのないよう、きめ細かい対応が求められます。

### ③ さまざまな人権課題

差別落書きや差別ハガキ、インターネット上の差別書き込みといった差別事象の発生は後を絶たない現状です。しかも、昨年、行政書士による戸籍謄本等の不正取得が広範囲でおこなわれていたことが明らかになり、その後、興信所での新たな「部落地名総鑑」の存在も判明するなど、これまで長年にわたり取り組まれてきた差別撤廃・人権擁護の取組みに逆流する悪質な差別事件も起こっています。

同時に、高齢者や子ども、女性、障害者、外国人、ハンセン病回復者などに対するさまざまな人権侵害が社会問題となっています。これらは生活の場である地域社会で起きており、「福祉と人権のまちづくり」を目指すコミュニティセンターである隣保館の一層の役割が求められます。

## (2) 市町村合併と三位一体の改革、指定管理者制度について

市町村合併により、2000(平成12)年4月1日には3,299の自治体が、2006(平成18)年4月1日では1,820となりました。合併は窮迫する財政の建て直しと行政改革推進の下に行政のスリム化を目指しておこなわれますが、新自治体移行後における組織機構や事業の見直しが一層進みます。同和行政も、同和对策特別措置法失効を機に一層の縮小・廃止が進められており、隣保館も例外ではありません。

### ① 隣保館の現状

全隣協がおこなった2003(平成15)年度での調査では、合併後の隣保館の位置づけが、「現時点ではわからない」が、181館(43.5%)にのぼっていました。その後、合併による廃止は見られないものの、隣保館の統合や事業の縮小、人員削減などによる問題は、多くの隣保館の共通する現実となっています。これは、新しい自治体における隣保館の役割等が十分に確認、浸透されていない結果の反映といえ、引き続き隣保館が目指す「福祉と人権のまちづくり」に拠点施設としての役割を訴えていくことが必要です。

### ② 隣保館関係補助金

三位一体の改革は、その理念と地方の期待とは裏腹に、地方交付税の見直しなどにより地方自治体の財政基盤がより悪化するという不安が指摘されています。一方、国庫補助負担金の廃止については、2006(平成18)年度を最終とする第1期改革が終了し、隣保館関係補助金は存続の運びとなりました。今後引き続き、2007(平成19)年度以降の第2期改革について国と地方の協議が始まります。依然として部落差別が現存する今日において、隣保館は人権に関わる相談事業や啓発事業等を通じて、その解決に向けた取組みを積極的に実施していく必要があります。特に、隣保館については、地域により偏在があるため、その取組みは全国一律に取り扱うものでなく、必要とされる地域にはより積極的に事業が推進していただけるように、政策的に誘導していく必要があります。全隣協は、第2期改革においても隣保館関係補助金が存続されるよう関係方面に組織をあげて強力な働きかけをおこないます

### ③ 指定管理者制度の導入

2003(平成15)年6月に地方自治法の一部改正に伴い、「公の施設」の管理・運営が従来の管理委託制度に代わり指定管理者制度が導入されました。「公の施設」とは、地方自治法で「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」とされ、保育所、児童館、体育館、図書館、市民会館、福祉施設、病院などの施設を指し、隣保館も社会福祉施設として、その対象となります。現在、厚生労働省は、「国の隣保館設置運営要綱があるもとは指定管理者制度になじまない」としていますが、全隣協では指定管理者制度についての調査研究、学習討議を深めるとともに、人権・同和問題の解決の拠点である隣保館の設置目的をさらに明確にし、具体的な指針を示すことが急務であると考えます。

2006(平成18)年年4月から、全国に先駆けて大阪市内の人権文化センター(13施設)が、指定管理者制度のもとで管理運営がされることになりました。隣保館の設置目的が損なわれることのないよう、指定管理者募集要綱や指定団体の選考委員会で、どのような経緯で制度の移行が進んだのかについても検討し、今後の対応を図ることとします。